



速 報 版

千代田区丸の内1/8/1
国 労 東 日 本 鉄 道 本 部
発 行 責 任 金 井 末 吉
編 集 者 榎 村 潔

No. 3

1987年

4月4日

掲 げ る 国 労 の 旗 の も と に
「 統 一 と 団 結 」 を 固 め
組 織 と 雇 用 を 守 り 抜 こ う

労働協約(案)などの提案をうける

四月一日、東日本旅客鉄道株式会社当局から労働協約(案)など、四事案の提案をうけた。団交概要は後に記すが、多くの問題を含んでいることから「暫定協約」と「賃金控除に関する協定」にのみ了解し、他は引きつづき交渉していくこととした。

なお「労働協約(案)」と「労働基準法第三十六条の規定に基づく時間外及び休日労働に関する協定(暫定協約)(案)」の問題点は、団交概要をもって明らかにしていく。

第一回団交経過について

出席者

組合側 榎村書記長、鈴木書記次長、小暮、中根、今井、宮坂、土屋、各執行委員

当局側 力村人事部長、鈴木人事課長、野島勤労課長、千場、雨宮、伊藤、杉本、嶋、各勤労課副長、松本課員

交渉事案と概要(記録)

- (1) 暫定協約(案)
- (2) 労働協約(案)
- (3) 賃金控除に関する協定(暫定協定)(案)
- (4) 労働基準法第三十六条の規定に基づく時間外及び休日労働に関する協定(暫定協定)(案)

交渉概要

組 合 側	当 局 側
<p>〔第1項関係〕 重要な労働協約を交渉していくには、交渉委員の数が少ない。10数名にしてほしい。 当方には9地本が結集しているので、10名はほしい。 他組合とのかねあいからむずかしいとするならば、5名の交渉員に数名の説明員としてはどうか。 やむおえない、分った。</p> <p>〔第2項関係〕 専従者の配置数は、いつ決まるのか。 各組合の妥結をまって、この協約の効力が生じるのか。 注)労組法第17条の条件が具備した(75%以上を占める組合員が了解した)としての発言か、それをも無視しての発言かは不明である。 専従者配置の基準はどのようになるのか。</p> <p>多くの問題が内包しているので、引きつづき交渉していくこととしたい。</p> <p>〔第3項関係〕 分った。本件については了解する。</p> <p>〔第4項関係〕 分った。</p>	<p>5名でなんとかお願いしたい。 事情は分るが……。 他組合とのかねあい云々は別として、何とか5名でやってほしい。</p> <p>本交渉が妥結した後である。 そうではなく、妥結した組合ごとに効力が発生する。</p> <p>専従者の配置基準は当局が定める。その中味は明らかにできないが、公平に行う。 分った。 24協定は何としても必要なもので、了解してほしい。 時間がなくなったので、次回以降に交渉したい。</p>

以上が概要である。尚、東日本旅客鉄道会社の組織図が不鮮明であったので、これの提出を求めた。(裏面掲載)

また、4月分の賃金からの引き去りについて、預金の部分は行わないという地方も出ているので5月分の賃金からは、これらの引き去りも行えるよう、交渉していくこととする。

